

中間見直し後の事業一覧

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし		
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁	
1	1	I	1	①	次代の親の育成	子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。	教育庁学習指導課						○	
2		I	1	①	次代の親の育成	心の教育推進キャンペーン(再掲)	【廃止理由】Ⅱ-5-③道徳教育推進プロジェクト事業に統合したため。	教育庁学習指導課	○	Ⅱ-5-③				○	
3	2	I	1	①	次代の親の育成	思春期保健相談事業	○思春期保健講演会の開催 思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の身体や性、食生活、こころの問題、喫煙防止等に関する知識の普及・啓発を図る。 ○思春期保健相談の実施 心身の様々な問題を抱える思春期の子どもと保護者を対象に精神科医師や公認心理師等による相談を実施する。	児童家庭課							○
4		I	1	①	次代の親の育成	妊娠SOS相談事業(再掲)	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。	児童家庭課	○	I-2-①					○
5	3	I	1	①	次代の親の育成	青少年を対象とするエイズ対策講習会の開催	青少年を対象にした性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。	疾病対策課							○
6	4	I	1	①	次代の親の育成	DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により、民間支援団体や企業等と連携して相談窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。	児童家庭課							○
7	5	I	1	②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	若者と一緒に考える地域活性化セミナー	人口減少の影響について理解を深め、ライフデザインを考えるきっかけとすることで、若者が地域に定住することや地域で活躍することを考えるきっかけとしてもらうため、大学の近隣自治体職員と連携し、セミナーを県内の大学等において開催する。	政策企画課					○		
8	6	I	1	②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。	子育て支援課							○
9		I	1	②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	子育て応援！チーパス事業(再掲)	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。	子育て支援課	○	Ⅲ-8-⑤			○		
10	7	I	1	②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	特定不妊治療費助成事業	【廃止理由】不妊治療が保険適用となったため。	児童家庭課							○
11	8	I	1	②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	不妊・不育相談事業	○不妊・不育相談 不妊や不育(以下不妊等)に悩む方を対象に不妊等に関する医療面・精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。 ○不妊相談従事者研修会の開催 健康福祉センター(保健所)等で治療費助成業務や相談業務に従事している職員に知識の普及を図るため研修会を開催する。 ○不妊講演会の開催 一般県民向け講習会を開催する。	児童家庭課							○
12	9	I	1	③	若者の自立・就労支援	子ども・若者育成支援推進事業	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援策を検討する。また、「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」を設置し、専門相談員による電話相談等を実施する。	県民生活課					○		
13	10	I	1	③	若者の自立・就労支援	ひきこもり地域支援センター事業	「ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援(アウトリーチ)を必要に応じて行うことにより、ひきこもり本人の自立を促し、家族の支援を行う。	障害者福祉推進課							○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし		
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁	
14	11	I	1	③	若者の自立・就労支援	キャリア教育推進事業	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座「千葉県夢チャレンジ体験スクール」を開設したり、子どもが保護者等の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施するなど、子ども一人ひとりの勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。	教育庁生涯学習課						○	
15	12	I	1	③	若者の自立・就労支援	高校生インターンシップ推進事業	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験（インターンシップ）を通じて、実際の知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。	教育庁学習指導課							○
16	13	I	1	③	若者の自立・就労支援	ジョブカフェちば事業	ジョブカフェちばを設置・運営し、専門のキャリアカウンセラーが一貫した就労支援を行うとともに、関係機関の連携によりセミナーや若者と企業との交流イベントなどを実施する。	雇用労働課							○
17	14	I	1	③	若者の自立・就労支援	地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。	雇用労働課							○
18	15	I	1	③	若者の自立・就労支援	県立高等技術専門校の設置・運営事業	県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。	産業人材課							○
19	16	I	1	③	若者の自立・就労支援	離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練（デュアルシステムを含む）を実施する。	産業人材課							○
20	17	I	1	③	若者の自立・就労支援	「未来の名工」チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象に高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。	産業人材課							○
21	18	I	1	③	若者の自立・就労支援	消費者教育啓発事業	若者等の消費者被害を防止し、消費者としての自立を支援するため、消費者問題に係る情報提供や、消費者教育教材等の作成・配布を行うとともに、消費者自立支援講座を実施する。	くらし安全推進課							○
22	19	I	2	①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	子育て世代包括支援センター支援事業	○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修 子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。	児童家庭課						○	
23		I	2	①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	出産後の訪問支援の強化（再掲）	生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。	児童家庭課	○	II-6-②					○
24		I	2	①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	母子保健指導事業（再掲）	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。	児童家庭課	○	II-4-②					○
25	20	I	2	①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。	児童家庭課							○
26	21	I	2	①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	出産・子育て応援交付金事業	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。	児童家庭課			○				
27		I	2	②	安心して妊娠・出産できる環境づくり	母子保健指導事業（再掲）	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。	児童家庭課	○	II-4-②					○
28	22	I	2	②	安心して妊娠・出産できる環境づくり	乳幼児突然死症候群の周知	乳幼児突然死症候群対策強化月間である11月に、病院、市町村、児童福祉施設等に周知・啓発を実施する。	児童家庭課							○
29		I	2	②	安心して妊娠・出産できる環境づくり	妊娠SOS相談事業（再掲）	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。	児童家庭課	○	I-2-①					○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本拠場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし
		柱	施策 の柱	施策の方向性									
30	23	I	2	②	周産期母子医療センター運営事業	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。	医療整備課						○
31	24	I	2	②	母体搬送コーディネート事業の実施	リスクの高い分娩等が緊急に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターで受け入れ可能な医療機関情報を収集し、医療機関からの照会に応じて母体の受け入れ先の調整を行う。	医療整備課						○
32	25	I	2	②	医師修学資金貸付制度	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。	医療整備課						○
33	26	I	2	②	千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に結婚・出産・子育て等で離職し再就職を希望する女性を対象として、就労相談やセミナー等の開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援を実施する。	雇用労働課						○
34		I	2	②	離職者等再就職訓練事業(再掲)	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練(デュアルシステムを含む)を実施する。	産業人材課	○	I-1-③				○
35	27	I	2	③	子どもの医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。	児童家庭課						○
36	28	I	2	③	医療費助成等の情報提供	医療費助成事業について、ホームページや母子手帳別冊などで情報提供する。	児童家庭課				○		
37	29	I	2	③	小児慢性特定疾病医療支援事業	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた16疾患群について国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を図る。	疾病対策課						○
38	30	I	2	③	結核児童療育医療事業	結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。	児童家庭課						○
39	31	I	2	③	児童手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等に手当を支給する。	子育て支援課						○
40	32	I	2	③	千葉県高等学校等授業料減免制度	経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。	教育庁財務課						○
41	33	I	2	③	千葉県公立高等学校専攻科修学支援金事業	経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。	教育庁財務課			○			
42	34	I	2	③	千葉県私立高等学校等授業料減免事業	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。	学事課						○
43	35	I	2	③	千葉県私立高等学校入学金軽減事業	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。	学事課						○
44	36	I	2	③	千葉県高等学校等奨学のための給付金事業	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。	学事課・教育庁財務課						○
45	37	I	2	③	私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。	学事課						○
46	38	I	2	③	実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等又は幼稚園における副食費に要する費用を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。	学事課・子育て支援課						○
47	39	I	2	③	千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。	教育庁財務課						○
48	40	I	2	③	生活福祉資金(教育支援資金)の貸付	低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。	健康福祉指導課						○
49		I	2	③	出産・子育て応援交付金事業(再掲)	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。	児童家庭課	○		○			
50	41	I	2	③	子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。	学事課・子育て支援課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし		
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁	
51	42	I	2	③	経済的負担の軽減	公立学校給食費無償化事業	子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。	教育庁保健体育課					○		
52	43	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。	児童家庭課							○
53	44	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	児童家庭課							○
54	45	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。	児童家庭課							○
55	46	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。	児童家庭課							○
56	47	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。	児童家庭課							○
57	48	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。	児童家庭課							○
58	49	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子父子寡婦福祉資金の貸付の実施	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付ける。	児童家庭課							○
59	50	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。	児童家庭課							○
60	51	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。	児童家庭課							○
61	52	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を行う。	児童家庭課			○				
62	53	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介、就業に結びつく可能性が高い資格等を習得するための講習会の開催、専門の相談員による養育費に係る個別相談、別居親と子どもの面会交流援助等を実施する。	児童家庭課							○
63	54	I	2	④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	修学を容易にし、ひとり親の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行うとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を行う。	児童家庭課							○
64	55	I	3	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方改革の推進	セミナー等の開催により、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての企業の意識啓発を図るとともに、働き方改革アドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援する。	雇用労働課					○		
65	56	I	3	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図る。	雇用労働課							○
66	57	I	3	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。	雇用労働課							○
67	58	I	3	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワークルール講座の開催	高校生向けに実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供する。	雇用労働課							○
68	59	I	3	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	労働相談事業の実施	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。	雇用労働課							○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
69	60	I	3	②	男女共同参画地域推進員事業	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。	男女共同参画課						○	
70	61	I	3	②	男女共同参画推進事業所表彰の実施	労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。	男女共同参画課						○	
71	62	I	3	②	千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実施する。	男女共同参画課						○	
72	63	I	3	②	男女共同参画センターフェスティバル及びネットワーク会議の開催	男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、男女共同参画の推進に主体的に取り組む民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運の醸成を目的として、センターフェスティバル及びネットワーク会議を開催する。	男女共同参画課						○	
73	64	I	3	②	男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。	男女共同参画課						○	
74	65	II	4	①	小児医療体制の整備	小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。	医療整備課						○
75	66	II	4	①	小児医療体制の整備	小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。	医療整備課						○
76	67	II	4	①	小児医療体制の整備	小児救急医療体制の整備	小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子健康手帳別冊で広く情報を提供する。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 県こども病院及び各地域の救命救急センター（県救急医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。 ②小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費についての補助を実施する。	医療整備課・児童家庭課 医療整備課 医療整備課・病院局経営管理課				○		
77		II	4	①	小児医療体制の整備	医師修学資金貸付制度（再掲）	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。	医療整備課	○	I-2-②				○
78	68	II	4	②	子どもの保健対策の充実	母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。	児童家庭課						○
79	69	II	4	②	子どもの保健対策の充実	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期に治療を開始することにより、知的障害など心身障害の発生を予防することが可能であるため、新生児期に血液検査を行い、早期発見に努める。	児童家庭課						○
80	70	II	4	②	子どもの保健対策の充実	新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障害の早期発見、早期療育体制の推進、整備を図る。	児童家庭課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
81	71	II	4	②	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県慢性疾病児童等地域支援協議会を開催する。小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各健康福祉センター（保健所）において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。	疾病対策課				○			
82	72	II	4	②	予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した子どもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用できるよう推進する。	疾病対策課						○	
83	73	II	4	②	アレルギー疾患対策事業	千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。千葉県アレルギー相談センター（庁内）において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。	疾病対策課						○	
84	74	II	4	②	移行期医療支援体制整備事業	移行期医療を総合的に支援するため、移行期医療支援センターを設置し、小児医療機関や保護者からの相談対応、小児診療科と成人診療科の連携支援、医療関係者に対する研修会の開催等を実施する。	疾病対策課			○				
85	75	II	4	③	食育の推進	主に食育推進体制の整備・運営として「ちば食育ボランティア」及び「ちば食育サポート企業」等の活動促進を図るほか、官民連携による食育活動の展開として食育に関する広報・啓発や「ちば食育推進大会」を実施する。	安全農業推進課						○	
86	76	II	4	③	食育の推進	ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施設等の関係機関における連携や、飲食店等における健康な食事の推進・人材育成等を行い、食育活動の充実を支援する。	健康づくり支援課				○			
87	77	II	4	③	食育の推進	いきいきちばっ子食育推進事業	学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の充実を図るために、研究協議会や高等学校と幼小中学校等が連携した事業等を実施する。	教育庁保健体育課				○		
88	78	II	4	③	食育の推進	千葉の食文化まるごと体験事業	【廃止理由】施設の老朽化により実施が困難となったため。	文化振興課					○	
89	79	II	4	③	食育の推進	歯と口の健康週間及び「いい歯の日」普及啓発事業	歯と口の健康週間（6月4日～10日）、いい歯の日（11月8日）を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。	健康づくり支援課						○
90		II	5	①	就学前の子どもの教育・保育の充実	私立学校経常費補助事業（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。	学事課	○	I-2-③				○
91		II	5	①	就学前の子どもの教育・保育の充実	子育て支援活動推進事業（再掲）	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。	学事課	○	III-8-③				○
92		II	5	①	就学前の子どもの教育・保育の充実	預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。	学事課	○	III-8-③				○
93		II	5	①	就学前の子どもの教育・保育の充実	地域子ども・子育て支援事業（再掲）	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等	児童家庭課・子育て支援課	○	III-8-③				○
94	80	II	5	①	就学前の子どもの教育・保育の充実	幼児教育推進事業	幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の質の向上を図る。	教育庁学習指導課						○
95		II	5	①	就学前の子どもの教育・保育の充実	子どものための教育・保育給付（再掲）	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。	学事課・子育て支援課	○	III-8-①				○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし
		柱	施策 の柱	施策の方向性									
96		II	5	①	子育てのための施設等利用給付(再掲)	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。	学事課・子育て支援課	○	I-2-③				○
97		II	5	①	自然保育推進事業(再掲)	子どもを伸びやかに育てる環境を整備し、移住促進を図るほか、千葉県全体の魅力向上を図るために、千葉県の豊かな自然環境を活かして、自然保育を実施する団体を県が認証し支援する。	子育て支援課	○		○			
98		II	5	①	保育アドバイザー派遣事業(再掲)	県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派遣するもの。	子育て支援課	○		○			
99		II	5	①	保育の質の充実に向けた調査事業(再掲)	保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結果は県ホームページで公表する。	子育て支援課	○		○			
100	81	II	5	②	子どもたちの主体的な学び促進事業	小中学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童・生徒が様々な場面で取り組める学習教材である「ちばっ子チャレンジ100」(小学校)及び「『ちばのやる気』学習ガイド」(中学校)の活用を促進する。	教育庁学習指導課						○
101	82	II	5	②	高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。	教育庁生涯学習課						○
102	83	II	5	②	子どもの読書活動推進事業	千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)に基づき、全ての子どもが、本に親しみながら成長していくための読書活動を推進する。乳幼児から読書に親しむ機会の充実と子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓発リーフレットの配布や子ども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティアステップアップ講座等を開催する。	教育庁生涯学習課						○
103	84	II	5	②	いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちをもたせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進する。	教育庁保健体育課				○		
104	85	II	5	②	いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの運動を行うことにより、積極的な外遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで好ましい人間関係や社会性を育成することをねらいとしている。また、各学校の記録を公表・表彰し、児童生徒の運動への意欲を高め、子どもたちの体力の向上を図る。	教育庁保健体育課				○		
105	86	II	5	②	外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	外国人の児童生徒等の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。	教育庁学習指導課						○
106	87	II	5	②	外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会の開催	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。	教育庁学習指導課						○
107	88	II	5	②	小学校専科非常勤講師等配置事業	児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うため、県独自に専科教員等を小学校へ配置する。	教育庁学習指導課・保健体育課・教職員課			○			
108	89	II	5	③	道徳教育推進プロジェクト事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。その中で、県内の学校において授業公開を実施するとともに、実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。(心の教育推進キャンペーンから移動)	教育庁学習指導課				○		
109	90	II	5	③	親子ふれあいキャンプ	日常生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場としての子育てネットワークの構築を図る。	教育庁生涯学習課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし		
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁	
110	91	II	5	③	よりよく 生きるた めの道徳 教育の充 実	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環としてボランティア体験講座やちば子ども大学事業*を実施し意識の向上を図るほか、「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を活用し、ボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。	教育庁生涯学習課						○		
111	92	II	5	③	よりよく 生きるた めの道徳 教育の充 実	心の教育推進 キャンペーン	【廃止理由】II-5-③道徳教育推進プロジェクト事業に統合したため。	教育庁学習指導課						○	
112	93	II	6	①	人権教育 の推進	心のバリアフ リー 推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、各種広報活動や啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。	健康福祉政策課							○
113	94	II	6	①	人権教育 の推進	(学校) 人権教 育推進事業	学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。	教育庁児童生徒安全課							○
114	95	II	6	①	人権教育 の推進	社会人権教育指 導研修事業	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布する。	教育庁生涯学習課							○
115	96	II	6	①	人権教育 の推進	子どもの権利 ノートの作成	「子どもはひとりのかけがえない存在として、生きること(生存)、守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたちに配布する。	児童家庭課							○
116	97	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童虐待死亡ゼ ロに向けた取組	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進する。	児童家庭課							○
117	98	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	出産後の訪問支 援の強化	生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。	児童家庭課							○
118	99	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	中核市の児童相 談所設置に向け た支援	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流など、必要な支援を行う。	児童家庭課							○
119	100	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童相談所虐待 防止体制強化事 業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 ・子ども家庭110番、電話相談員の配置 ・児童安全確認等対応職員の配置 ・一時保護された児童へのケアの充実 ・保護者への支援、指導等の強化	児童家庭課							○
120	101	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童相談所専門 機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 ・児童相談所職員に対する研修の実施 ・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備	児童家庭課							○
121	102	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童相談所支援 システム整備事 業	児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。	児童家庭課							○
122	103	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童相談所の整 備	「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の建替等を進める。また、一時保護所の定員超過を解消するため、増設を行う。	児童家庭課							○
123	104	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童虐待対策関 係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関に機能強化のための研修やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な体制の構築を図る。 ・市町村や教育機関等の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣	児童家庭課							○
124	105	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	警察と児童相談 所等との連携強 化	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。	県警少年課							○
125	106	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童虐待防止医 療 ネットワーク事 業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図る。	児童家庭課							○
126	107	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	子どもの心の医 療 ネットワーク事 業	子どもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中核としたネットワークを作り、子どもの心のケアに関する支援体制の構築を図る。	児童家庭課							○
127	108	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	スクールカウ ンセラー・スク ールソーシャル ワーカーの配置	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課							○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
128	109	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	児童家庭支援セ ンター運営等補 助事業	地域における児童及びその家庭の福祉の向上を図 るため、児童家庭支援センターの運営等に対し補 助を行う。	児童家庭課						○
129		II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	子育て世代包括 支援センター支 援事業（再掲）	○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ 研修 子育て世代包括支援センターの職員（保健師等 の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリ スク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を 実施する。	児童家庭課	○	I-2-①		○		
130		II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	妊娠SOS相談 事業（再掲）	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に 不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、 電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応 じて医療機関や子育て世代包括支援センターなど の支援機関へ同行し、相談支援を行う。	児童家庭課	○	I-2-①				○
131	110	II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	DV被害者の子 どものケア	DV被害者の一時保護を行う女性サポートセン ターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子 どもたちの心のケアを行うとともに、子どもルー ムや学習室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べ る機会の充実を図る。	児童家庭課						○
132		II	6	②	児童虐待 防止対策 の充実	DV防止・被害 者支援対策（再 掲）	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの 実施等により、民間支援団体や企業等と連携して 相談窓口等について県民への広報啓発を行うと ともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等 を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の 状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参 画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相 談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた 相談・支援を行う。	児童家庭課	○	I-1-①				○
133	111	II	6	③	社会的養 育の推進	里親委託を推進 する事業	里親委託を推進するため、里親制度への認知度の 向上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養 育技術の向上（資質向上）、里親の養育に対する 支援体制の構築（養育支援）を行う。	児童家庭課						○
134	112	II	6	③	社会的養 育の推進	次世代育成支援 対策施設整備交 付金事業	施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置 など、子どもの居住環境を改善するための施設整 備に対し補助を行う。	児童家庭課						○
135	113	II	6	③	社会的養 育の推進	児童養護施設等 の生活向上のた めの環境改善事 業	児童養護施設等において、入所している子どもの 生活環境の向上や安全確保のために必要となる備 品の購入や設備の導入・改修などに対し補助を行 う。	児童家庭課						○
136	114	II	6	③	社会的養 育の推進	児童養護施設等 の職員の資質向 上のための研修 事業	児童養護施設等において、職員の資質向上を図る ための研修に係る経費に対し補助を行う。	児童家庭課						○
137	115	II	6	③	社会的養 育の推進	基幹的職員研修 事業	施設に入所している子どもやその家族への支援を 向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバ イザー）を養成するための研修を実施する。	児童家庭課						○
138	116	II	6	③	社会的養 育の推進	乳児院等多機能 化推進事業	乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て 中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所 している子どもへの医療的なケアの強化を実施す る施設に対し支援を行う。	児童家庭課						○
139	117	II	6	③	社会的養 育の推進	児童養護施設等 体制強化事業	児童養護施設等において、人材を確保し、子ども の受入体制を強化するため、児童指導員等を目指 す方を職員として雇用する施設に対し補助を行 う。	児童家庭課						○
140	118	II	6	③	社会的養 育の推進	社会的養護自立 支援事業	里親や施設から自立する子どもに対し、自立に必 要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援な どを行う。	児童家庭課						○
141	119	II	6	③	社会的養 育の推進	児童養護施設退 所者等に対する 自立支援資金貸 付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃 や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課						○
142	120	II	6	④	いじめ防 止対策の 推進	いじめ防止対策 等推進事業	千葉県いじめ対策基本方針を受け、教職員研修を 実施するとともに、啓発資料を作成し、児童生 徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。また、 生徒指導上の問題の早期発見、早期解決のための スクールカウンセラーやスクールソーシャルワー カーを配置し連携を図る。	教育庁児童生徒安 全課						○
143	121	II	6	④	いじめ防 止対策の 推進	いのちを大切に するキャンペ ーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等 との連携による取組を通して、児童生徒の生きる 力や自分と他者の命を大切にすることを心をはぐむと ともに、「いじめや暴力行為等的人権侵害は許され ない行為である」という意識を高めることを目的 として、各学校の取組を推進する。	教育庁児童生徒安 全課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
144		II	6	④	いじめ防 止対策の 推進	道徳教育推進プ ロジェクト事業 (再掲)	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効 果的な指導を行うため、「『いのち』のつながり と輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方 について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育 を推進する。 その中で、県内の学校において授業公開を実施す るとともに、実践事例集を作成し、幼稚園等・ 小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付す る。	教育庁学習指導課	○	II-5-③		○		
145		II	6	④	いじめ防 止対策の 推進	心の教育推進 キャンペーン (再掲)	【廃止理由】II-5-③道徳教育推進プロジェクト事 業に統合したため。	教育庁学習指導課	○	II-5-③			○	
146		II	6	④	いじめ防 止対策の 推進	情報モラル教育 研修への講師派 遣事業(再掲)	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議に ネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関に よる情報交換、啓発活動など連携したネットいじ めの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切 な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を 行うことができるよう、地域や校内の教職員研修 に講師を派遣する。	教育庁児童生徒安 全課	○	III-9-③				○
147		II	6	④	いじめ防 止対策の 推進	青少年ネット被 害防止対策(再 掲)	子ども・若者をインターネット上の有害情報から 守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図 るため、ネットパトロール等の取組みや啓発活動 を実施する。	県民生活課	○	III-9-③		○		
148	122	II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	生活困窮者自立 支援制度による 子どもの学習・ 生活支援事業	生活に困窮する世帯(生活保護を受給する世帯を 含む)で暮らす子どもを対象として、学習の支援 や居場所の提供などを行う。	健康福祉指導課						○
149	123	II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	生活困窮者自立 支援制度による 自立相談支援事 業	生活困窮者の抱える様々な相談や課題に一元的 に対応し、的確な分析や評価に基づいて支援計画を 策定し、関係機関との調整等を行う。	健康福祉指導課						○
150	124	II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	生活困窮者自立 支援制度による 就労支援事業	生活困窮者に対し、就労支援員による支援や、ハ ローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の 準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施 する。	健康福祉指導課						○
151	125	II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	生活困窮者自立 支援制度による 家計改善支援事 業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支 援など家計の視点から必要な情報提供や専門的 な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の 向上を図る。	健康福祉指導課						○
152		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	千葉県高等学校 等授業料減免制 度(再掲)	経済的な理由により、公立高等学校等での就学が 困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援 を実施する。	教育庁財務課	○	I-2-③				○
153		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	千葉県公立高等 学校専攻科修学 支援金事業(再 掲)	経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授 業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支 援金を支給する。	教育庁財務課	○	I-2-③	○			
154		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	千葉県私立高等 学校等授業料減 免事業(再掲)	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高 等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学 校法人が授業料を減免した場合、その減免した授 業料の全部又は一部を補助する。	学事課	○	I-2-③				○
155		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	千葉県私立高等 学校入学金軽減 事業(再掲)	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入 が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減 した場合、学校法人に補助する。	学事課	○	I-2-③				○
156		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	千葉県高等学校 等奨学のための 給付金事業(再 掲)	経済的理由により高等学校等における授業料以外 の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、 給付金を支給する。	学事課・教育庁財 務課	○	I-2-③				○
157		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	生活福祉資金 (教育支援資 金)の貸付(再 掲)	低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後 期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等 課程や大学等に、入学や就学するために必要な経 費の貸付けを行う。	健康福祉指導課	○	I-2-③				○
158		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	スクールカウ ンセラー・スク ールソーシャル ワーカーの配置 (再掲)	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウ ンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門 性を有する人材を配置し、子どもやその保護者へ の支援の充実を図る。	教育庁児童生徒安 全課	○	II-6-②				○
159		II	7	①	子どもの 貧困対策 の推進	児童扶養手当の 支給(再掲)	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福 祉の増進を図ることを目的として支給する。	児童家庭課	○	I-2-④				○
160	126	II	7	②	障害のある 子ども への支援	ライフサポート ファイルの普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやす い移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家 族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるため の情報伝達ツールとして「ライフサポートファイ ル」の普及を推進する。	障害福祉事業課						○
161	127	II	7	②	障害のある 子ども への支援	療育支援コー ディネーターの 配置	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間 までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整 する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏 域又は市町村ごとを目安に推進する。	障害福祉事業課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
162	128	II	7	②	障害のある子どもへの支援	発達障害児への支援	千葉県発達障害者支援センター（CAS）において、自閉症児等発達障害を有する子ども及びその家族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域性を活かした支援を行う。また、発達障害者地域支援マネージャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援等を行う。	障害福祉事業課						○
163	129	II	7	②	障害のある子どもへの支援	放課後等デイサービス等の充実	障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。	障害福祉事業課						○
164		II	7	②	障害のある子どもへの支援	保育士配置改善事業（再掲）	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課	○	Ⅲ-8-①				○
165	130	II	7	②	障害のある子どもへの支援	放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。	子育て支援課						○
166	131	II	7	②	障害のある子どもへの支援	早期の教育相談支援体制の整備	障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。	教育庁特別支援教育課						○
167	132	II	7	②	障害のある子どもへの支援	障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間受け入れる短期入所事業所の拡充を図る。	障害福祉事業課						○
168	133	II	7	②	障害のある子どもへの支援	障害児等療育支援事業	障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。	障害福祉事業課						○
169	134	II	7	②	障害のある子どもへの支援	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等の地域での受け入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。	障害福祉事業課				○		
170	135	II	7	②	障害のある子どもへの支援	医療的ケア児保育支援事業	保育所等において医療的ケア児の受け入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。	子育て支援課						○
171	136	II	7	②	障害のある子どもへの支援	特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。	学事課						○
172	137	II	7	②	障害のある子どもへの支援	特別支援学校早期訓練（委託訓練）	障害者高等技術専門学校において、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。	産業人材課						○
173	138	II	7	②	障害のある子どもへの支援	特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。	教育庁特別支援教育課						○
174	139	II	7	②	障害のある子どもへの支援	特別支援学校教員企業実習	特別支援学校就労支援等教員研修事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるよう、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就労に関するネットワーク体制の確立及び就労支援の一層の充実を図る。	教育庁特別支援教育課						○
175	140	II	7	②	障害のある子どもへの支援	特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。	教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課						○
176	141	Ⅲ	8	①	保育所等の整備促進と質の向上	保育所、認定こども園等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。	子育て支援課						○
177	142	Ⅲ	8	①	保育所等の整備促進と質の向上	保育所整備促進事業	待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。	子育て支援課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし
		柱	施策 の柱	施策の方向性									
178	143	Ⅲ	8	①	賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業	保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のための改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。	子育て支援課						○
179	144	Ⅲ	8	①	保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課						○
180	145	Ⅲ	8	①	保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課						○
181	146	Ⅲ	8	①	認可外保育施設等の整備促進と質の向上	認可外保育施設等の整備・向上のための巡回支援指導事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。	子育て支援課					○
182	147	Ⅲ	8	①	認可外保育施設等の整備促進と質の向上	認可外保育施設等の整備・向上のための研修事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。	子育て支援課					○
183	148	Ⅲ	8	①	子どものための教育・保育給付	子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。	学事課・子育て支援課					○
184		Ⅲ	8	①	子育てのための施設等利用給付(再掲)	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。	学事課・子育て支援課	○	I-2-③				○
185	149	Ⅲ	8	①	保育アドバイザー派遣事業	県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派遣するもの。	子育て支援課			○			
186	150	Ⅲ	8	①	保育の質の充実に向けた調査事業	保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結果は県ホームページで公表する。(令和5年度限りの事業)	子育て支援課			○			
187	151	Ⅲ	8	②	保育士修学資金等貸付事業	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。	子育て支援課						○
188	152	Ⅲ	8	②	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。	子育て支援課						○
189	153	Ⅲ	8	②	ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業	保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。	子育て支援課						○
190	154	Ⅲ	8	②	保育士人材確保事業	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為の研修等を実施する。	子育て支援課						○
191	155	Ⅲ	8	②	千葉県保育士処遇改善事業	民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。	子育て支援課						○
192	156	Ⅲ	8	②	保育所等巡回支援事業	保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育内容や保育所運営に係る知識を有する者が、若手保育士及び保育事業者を対象とした巡回(助言)を行う。	子育て支援課						○
193	157	Ⅲ	8	②	産休等代替職員費補助事業	保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。	子育て支援課						○
194	158	Ⅲ	8	②	保育所保育士等研修事業	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。	子育て支援課						○
195	159	Ⅲ	8	②	保育士等キャリアアップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課						○
196	160	Ⅲ	8	②	子育て支援員研修	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。	子育て支援課						○
197	161	Ⅲ	8	②	保育教諭確保のための資格取得支援事業	幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。	学事課、子育て支援課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし
		柱	施策 の柱	施策の方向性									
198		Ⅲ	8②	保育等 人材の確保 と資質の 向上	幼児教育推進事 業(再掲)	幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の質の向上を図る。	教育庁学習指導課	○	Ⅱ-5-①				○
199	162	Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	地域子ども・子 育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等	児童家庭課・子育 て支援課						○
200	163	Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	病児保育施設整 備事業	市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。	子育て支援課						○
201	164	Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	預かり保育推進 事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。	学事課						○
202		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	療育支援コー ディネーターの 配置(再掲)	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は市町村ごとを目安に推進する。	障害福祉事業課	○	Ⅱ-7-②				○
203		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	障害児等療育支 援事業(再掲)	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。	障害福祉事業課	○	Ⅱ-7-②				○
204		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	医療的ケア児等 総合支援事業 (再掲)	医療的ケア児等の地域での受け入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。	障害福祉事業課	○	Ⅱ-7-②		○		
205		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	特別支援教育経 費補助事業(再 掲)	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。	学事課	○	Ⅱ-7-②				○
206		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	早期の教育相談 支援体制の整備 (再掲)	障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力をを行うなど、適切な就学の支援を行う。	教育庁特別支援教 育課	○	Ⅱ-7-②				○
207		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	保育士配置改善 事業(再掲)	(障害児を受け入れるため)基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課	○	Ⅲ-8-①				○
208		Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	医療的ケア児保 育支援事業(再 掲)	保育所等において医療的ケア児の受け入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。	子育て支援課	○	Ⅱ-7-②				○
209	165	Ⅲ	8③	多様な子 育て支援 サービスの 充実	子育て支援活動 推進事業	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。	学事課						○
210	166	Ⅲ	8④	小学生の 放課後対 応の充実	放課後児童クラ ブ整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備(創設・改築・大規模修繕等)に対し補助を行う。	子育て支援課						○
211	167	Ⅲ	8④	小学生の 放課後対 応の充実	放課後子ども環 境整備事業	市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のある子どもを受け入れるために必要な改修や設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。	子育て支援課						○
212	168	Ⅲ	8④	小学生の 放課後対 応の充実	放課後児童健全 育成事業	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。	子育て支援課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
213	169	Ⅲ	8	④	小学生の放課後対応の充実	放課後児童クラブ支援事業	市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。	子育て支援課						○
214	170	Ⅲ	8	④	小学生の放課後対応の充実	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。	子育て支援課						○
215	171	Ⅲ	8	④	小学生の放課後対応の充実	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課						○
216	172	Ⅲ	8	④	小学生の放課後対応の充実	放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課						○
217	173	Ⅲ	8	④	小学生の放課後対応の充実	放課後子供教室推進事業	子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。	教育庁生涯学習課					○	
218	174	Ⅲ	8	⑤	企業参画による子育て支援	子育て応援！チーバス事業	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーバス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。	子育て支援課					○	
219	175	Ⅲ	8	⑤	企業参画による子育て支援	「チーバくん」を活用した子育て応援事業	専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。	子育て支援課						○
220	176	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	公営住宅等の整備推進	住宅確保に配慮が必要な低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などに対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。	住宅課					○	
221	177	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	県営住宅における子育て世帯への優遇措置	子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。	住宅課						○
222	178	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	住宅セーフティネット制度	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協会の登録を行い、情報提供を行う。	住宅課						○
223	179	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	住宅に関する情報提供の推進	「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。	住宅課						○
224	180	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	建築物におけるユニバーサルデザインの推進	県民一人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及啓発、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の表彰や事例の情報提供等を行う。	建築指導課						○
225	181	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	保育所等の耐震化の推進	私立保育所等の改築や大規模修繕による耐震化整備費に対して助成し、保育所の耐震化整備を促進する。	子育て支援課						○
226	182	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	公共交通機関等のバリアフリー化の推進	妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整備を支援する。	交通計画課						○
227	183	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	福祉のまちづくりの推進	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付する。	健康福祉指導課、 建築指導課						○
228	184	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	歩道の整備と電線類の地中化の推進	歩行者の安全を確保するため、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した歩道整備を推進する。また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することによりバリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。	道路環境課					○	
229	185	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	ちばバリアフリーマップの充実	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。	健康福祉指導課						○
230	186	Ⅲ	9	①	安心して子育てできる環境の整備	河川環境の整備と保全	河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進する。	河川環境課					○	

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
231	187	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	海岸整備の推進	自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。	河川整備課						○
232	188	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	良好な景観形成 の推進	良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するため景観セミナーを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。	公園緑地課						○
233	189	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	さとやま整備・ 活用促進事業	森林整備活動を実施する市民活動団体や企業等への支援や親子連れでも参加できる自然体験会等のイベントを開催する。	森林課						○
234	190	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	緑化推進事業	森林環境教育等の活動を実施する「みどりの少年団」の育成を支援することにより、子どもが森林・緑と触れ合う場を設ける。	森林課						○
235	191	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	千葉フィールド ミュージアム事 業	現場（山・川・海）で自然と文化に直接ふれあい、親しみ、学ぶ機会を提供する博物館活動で、郷土の多様な魅力の再認識につなげるとともに、それを守り育む地域づくりも支援する。	文化振興課			○			
236	192	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	県民の森事業	県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。	森林課						○
237	193	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	学校音楽鑑賞教 室	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、プロオーケストラを学校に派遣し演奏会を実施する。	文化振興課			○			
238	194	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	伝統芸能・洋楽 ～ふれあい体 験事業	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。	文化振興課			○			
239	195	Ⅲ	9	①	安心して 子育てで できる環 境の整備	自然保育推進事 業	子どもを伸びやかに育てる環境を整備し、移住促進を図るほか、千葉県全体の魅力向上を図るために、千葉県の豊かな自然環境を活かして、自然保育を実施する団体を県が認証し支援する。	子育て支援課		○				
240	196	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	防犯ボックス設 置の促進	地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、市町村が主体となり、地域の実情に沿って設置する防犯ボックス事業への支援を行う。	くらし安全推進課						○
241	197	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	自主防犯団体の 活動の促進	地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている防犯パトロール隊の取組を促進するため、市町村が行うパトロール資機材の支援に補助を行う。また、自主防犯団体が抱える課題について議論し、活性化に向けた方策の提案などを行う交流大会を開催する。	くらし安全推進課						○
242	198	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	防犯に配慮した 住宅の普及	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及を図る。	住宅課						○
243	199	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	市町村防犯カメ ラ等設置事業補 助	道路などの生活空間での犯罪を防止するため、市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助をはじめ、商店街、自治会等による防犯カメラの設置に向けた支援を行う。	くらし安全推進課						○
244	200	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	犯罪情報等の提 供	地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。	県警生活安全総務課						○
245	201	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	「地域の連携の 場」における犯 罪等の防止に配 慮した環境改善 の促進	学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路や子どもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、子どもの安全確保を図る。	県警生活安全総務課						○
246	202	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	多様な担い手 による見守り活 動の拡充及び活 性化の促進	郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながら子どもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。	県警生活安全総務課						○
247	203	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	子どもが犯罪の 被害に遭わな いよう にするた めの防 犯講 話等 の推 進	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。	県警生活安全総務課						○

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
248	204	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	学校等とのネット ワークの構築 と不審者情報等 の共有体制の確 立	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる 警察と学校・PTA等を結ぶネットワークを構築 し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。	県警生活安全総務 課						○
249	205	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	学校安全教室の 開催	教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心 とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識 の高揚を図る。 また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する 危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応 策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。	教育庁児童生徒安 全課						○
250	206	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	交通安全施設整 備事業	交通の安全と円滑を確保するため、信号機、交通 規制標識、道路標示、交通管制機器の効果的な整 備を推進する。生活道路、通学路等においては、 交通事故防止対策、通過交通抑制対策の一環とし てゾーン30プラスの整備を推進するほか、バリ アフリーも念頭に置いた歩車分離式信号の整備、 信号灯器のLED化等を推進する。	県警交通規制課			○			
251	207	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	子供たちへの交 通安全教育の推 進	心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとと もに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安 全教育を推進する。	くらし安全推進 課・教育庁児童生 徒安全課・県警交 通総務課						○
252	208	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	スクール・サ ポーター制度の 活用	スクール・サポーターが、問題行動生徒への対応 に苦慮する学校への支援をはじめ、非行防止、健 全育成及び学校の安全対策に関する各種支援活動 を行う。	県警少年課						○
253	209	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	青少年の社会環 境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施、 有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に 有害な環境の浄化に努める。	県民生活課			○			
254	210	Ⅲ	9	②	子どもを 犯罪や事 故から守 る対策の 推進	青少年補導セン ター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、 各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の 充実と活性化のための支援を実施する。また、青 少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表 彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成 に係る意識や連帯感を高める。	県民生活課			○			
255	211	Ⅲ	9	③	情報化社 会への対 応	青少年ネット被 害防止対策	子ども・若者をインターネット上の有害情報から 守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図 るため、ネットパトロール等の取組みや啓発活動 を実施する。	県民生活課			○			
256	212	Ⅲ	9	③	情報化社 会への対 応	性的被害を中心 とした福祉犯罪 の取締り強化	インターネット利用に起因する児童買春、児童ポ ルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを推進す る。	県警少年課						○
257	213	Ⅲ	9	③	情報化社 会への対 応	フィルタリング の普及促進に向 けた広報啓発活 動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタ リングの普及促進に向けた広報啓発活動を推進す る。	県警少年課						○
258	214	Ⅲ	9	③	情報化社 会への対 応	サイバー犯罪を 抑止するた めの防犯講 話の推進	各種学校、自治体、地域住民等に対して、出前式 講話「ネット安全教室」を通じ、インターネット を利用する上での規範意識の向上を図る。	県警サイバー犯罪 対策課						○
259	215	Ⅲ	9	③	情報化社 会への対 応	情報モラル教育 研修への講師派 遣事業	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議に ネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関に よる情報交換、啓発活動など連携したネットいじ めへの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切 な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を 行うことができるよう、地域や校内の教職員研修 に講師を派遣する。	教育庁児童生徒安 全課						○
260	216	Ⅲ	9	④	地域の力 を活用し た子育て 支援の充 実	ファミリー・サ ポート・セン ター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するた め、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受け たい会員と援助を行いたい会員からなるファミ リ-サポート・センター事業を促進する。	子育て支援課						○
261		Ⅲ	9	④	地域の力 を活用し た子育て 支援の充 実	子育て支援活動 推進事業(再 掲)	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開 放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放 することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等 に対して助成する。	学事課	○	Ⅲ-8-③				○
262	217	Ⅲ	9	④	地域の力 を活用し た子育て 支援の充 実	地域とともにあ る学校づく り推進支 援事業	未来を担う子どもたちを健やかに育むため、地域 と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたち の成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活 動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「地域 学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合 わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネット ワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる 「地域学校協働本部」の整備を推進する。	教育庁生涯学習課			○			
263	218	Ⅲ	9	④	地域の力 を活用し た子育て 支援の充 実	「コミュニ ティ・スク ール」設置推 進事業	保護者や地域住民が一定の権限を持って学校の運 営とそのために必要な支援について協議する「学 校運営協議会」を県立学校に設置し、地域と一体 となって子供たちを育む「地域とともにある学校 づくり」を推進する。	教育庁生涯学習課			○			

通し 番号	事業 番号 (再掲 を除く)	施策番号			事業名	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	新設	変更	廃止	更新 なし	
		柱	施策 の柱	施策の方向性										頁
264	219	Ⅲ	9	④	「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の実施	県内の公立小・中・義務・高・特別支援学校が、地域に開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を図るため、学校と地域住民等が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、本音で語り合うミニ集会を開催する。	教育庁生涯学習課						○	
265	220	Ⅲ	9	④	県立学校の開放の推進	県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、県立学校における開かれた学校づくりを進める。	教育庁生涯学習課・生涯スポーツ振興課				○			
266		Ⅲ	9	④	放課後子供教室推進事業（再掲）	子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-8-④		○			
267	221	Ⅲ	9	④	家庭教育支援チーム設置推進事業	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③訪問型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。	教育庁生涯学習課						○	
268	222	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の教育力向上を目指す。また、家庭教育支援に係る各種研修会等で本事業のリーフレットを配布し、活用に向けて周知理解を図る。	教育庁生涯学習課				○			
269	223	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣を行う。	教育庁生涯学習課						○	
270	224	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	多様な主体と連携した青少年健全育成の事業	青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い視野を持ち、未来の社会の担い手として健やかに成長できるよう、青少年相談員、青少年育成団体、青少年健全育成市町村民会議、青少年育成指導者等と連携を図りながら青少年の健全育成に関する事業を展開する。	県民生活課				○		
271	225	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	地域に関わる様々な主体との連携促進	当事者、民生委員・児童委員、ボランティア団体（ボランティア連絡協議会）、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療・福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校等、その他の福祉分野に限らない様々な地域福祉の担い手が分野横断的なネットワークを構成し、県域や市町村域などの各区域における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援する組織（「地域福祉フォーラム」）の設置を支援する。	健康福祉指導課						○
272	226	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	ボランティアの振興	ボランティアリーダー等の養成、ボランティアグループ等の組織化への支援、児童・生徒の福祉活動体験、高齢者のボランティアに対する支援などを推進する。また、いつでも誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備を構築し、地域に眠るボランティアニーズを掘り起こし、ボランティアと結びつけることで、地域福祉を推進していく。	健康福祉指導課						○
273	227	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	分野を越えたネットワークづくりと社会資源の創出	中核地域生活支援センター事業を通じ、市町村をはじめとする公的機関、福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関、当事者グループなどの関係者や、関係機関を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また、個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関や関係者と問題意識を共有するとともに、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。	健康福祉指導課						○
274	228	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	コミュニティソーシャルワーカーの育成	地域福祉の推進に向け、ソーシャルワーク（個別支援）とコミュニティワーク（地域支援）を総合的にコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成が必要であり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの既存の福祉資源を活用し、知識や技術の普及に努め、CSWの育成を進める。	健康福祉指導課						○
275	229	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	外国人相談事業	外国人県民が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。	国際課				○		
276	230	Ⅲ	9	④	地域を核とした子育て支援の充実	外国語による生活情報提供事業【外国語による情報提供事業】	千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載する。	国際課						○